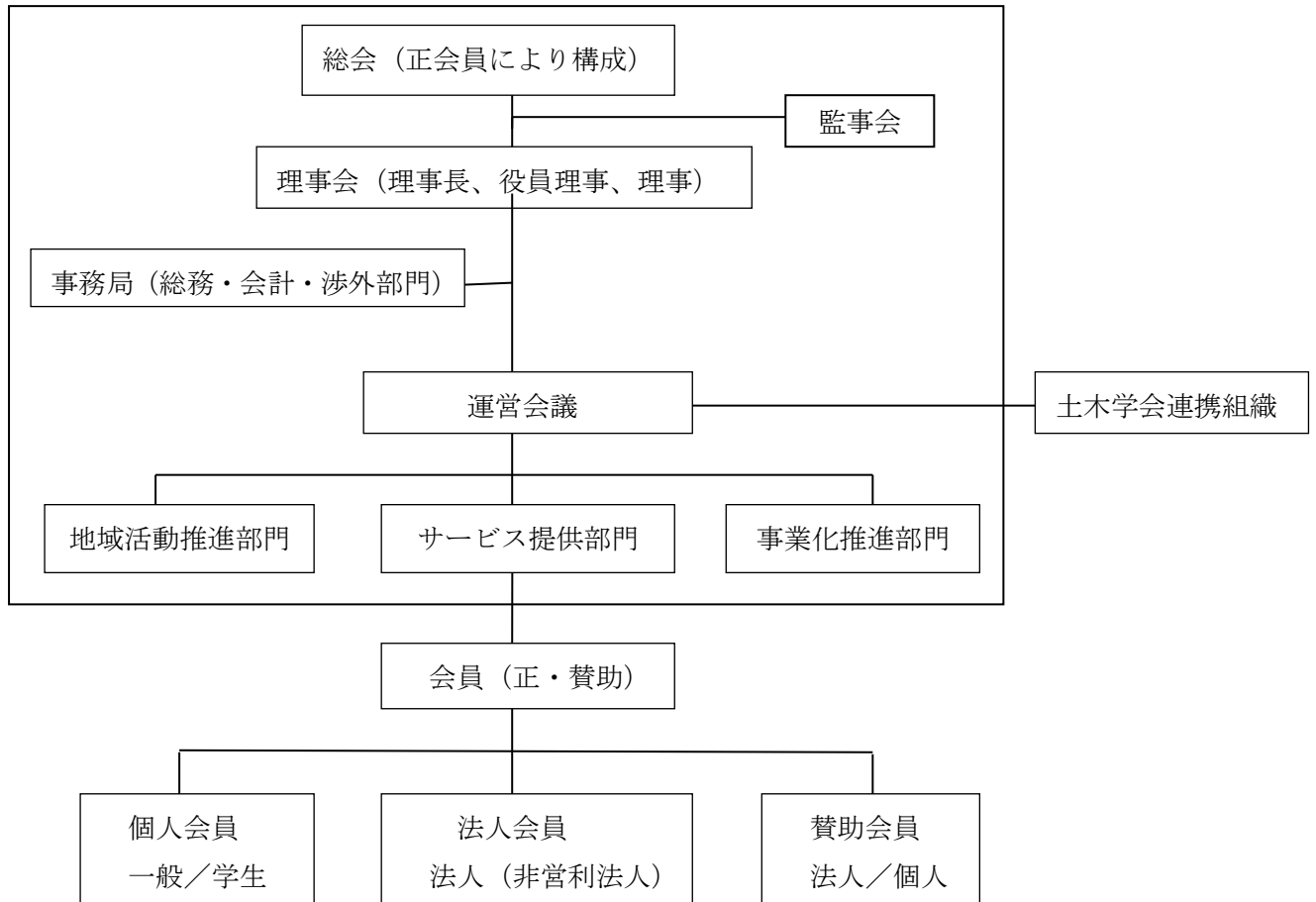


シビル NPO 連携プラットフォーム(CNCP)の概要

1) 活動体制

①組織概念図



② 当面の活動体制

- 1) 役員は代表理事、副代表理事および常務理事を若干名置く。
代表理事は全体を総括し、副代表理事は代表理事を補佐する。常務理事(当面3名)はサービス提供部門、地域活動推進部門、事業化推進部門を担当・推進する。
- 2) 土木学会連携担当理事を置き、土木学会との連携を図りながら、組織の運営を行っていく。
- 3) 事務局は事務局長1名(非常勤)、事務職員(常勤)1名とする。
事務局長は理事から選任する。
- 4) 運営会議は、代表理事、副代表理事、常務理事(3部門長)、土木学会連携担当理事、事務局長で構成し、組織の運営に関する方針を決定する。必要により代表理事の要請で関係者に出席を求めることができる。
- 5) 必要に応じてアドバイザー委員を招聘し、助言をいただく。

2) 会員の種類と入会金、年会費

会員の種類と入会金、年会費は以下のとおりとする。

会員の種類と会費等

種類	種別	内容	入会金	年会費	備考
正会員	法人	非営利法人	24,000 円	24,000 円	
	個人	一般・学生とも	6,000 円	6,000 円	
賛助会員	法人	口数当り	0 円	50,000 円	NPO 法人含む
	個人	口数当り	0 円	10,000 円	

- ・正会員は、初年度は平成 26 年 4 月～平成 27 年 7 月の 16 か月分の年会費を一括して納入していただく。(法人正会員 32,000 円、個人正会員 8,000 円)
- ・途中入会の正会員は平成 27 年 7 月までの月割りで計算した分の年会費を一括して納入していただく。
- ・賛助会員は、口数の年会費を平成 26 年 4 月～平成 27 年 7 月分とする。
- ・入会金は、連絡協議会会員及び事務局員は無料とする。

3) 定款の要綱

1. 総則

1. 名称

この法人は特定非営利活動法人「シビル NPO 連携プラットフォーム」という。ただし、英文表記は Civil NPO Collaboration Platform (略称 CNCP) とする。

2. 事務所

この法人は、主たる事務所を〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-1-3-7 名古屋ビル本館 コム・ブレイン内に置く。

3. 目的

我が国の社会基盤は国家的プロジェクトとして解決を図るべき多くの重要な課題が残されている一方、地域特有の課題も山積している。そしてそれぞれの地域社会に密着した課題解決にむけて民間非営利セクターの活動が期待されている。

このためこの法人は、「新しい公共」や「共助社会づくり」などの政策の一翼を担うべく、民間非営利セクターをネットワーク化してその活動の強化をはかり、行政や企業、教育・研究機関、そして地域・市民組織とのパートナーシップを通じて、より良い地域社会の構築を図ることを目的とする。

4. 特定非営利活動の種類

この法人は、目的を達成するために、主として特定非営利活動促進法（以下「法」という）第 2 条別表 2 に掲げる以下の各号の特定非営利活動を行う。

- (1) (別表二) 社会教育の推進を図る活動
- (2) (別表三) まちづくりの推進を図る活動
- (3) (別表四) 観光の振興を図る活動
- (4) (別表五) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) (別表七) 環境の保全を図る活動
- (6) (別表八) 災害救援活動

- (7) (別表九) 地域安全活動
- (8) (別表十一) 国際協力の活動
- (9) (別表十四) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) (別表十五) 科学技術の振興を図る活動
- (11) (別表十六) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) (別表十七) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) (別表十九) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は、援助の活動

5. 特定非営利活動の事業

この法人は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) NPO 法人の会員情報・事業活動・組織運営に係る支援と、重要な共通認識事項を協議する。
- 2) 当該中間支援活動に関する情報公開ならびに関連する国内外の情報の収集、公開、発信を行う。
- 3) 民間非営利活動関連分野における政策や制度の調査研究を行い、成果を広報するとともに、それに基づく政策提言・提案等を行う。
- 4) 企業や政府・地方公共団体、さらには大学・研究機関などの関係者との交流とそれらに関する諸行事・人材育成等を行う。
- 5) 各地域の NPO 法人活動のコーディネーションと国内外の NPO 法人等とのネットワーク化を進める。
- 6) 会員 NPO 法人による協働事業化を支援し、総合性を要求される事業を中間支援組織が受託するとともに、事業資金面での連携を図る。
- 7) その他目的を達成するために必要な事業を行う。

2. 会員

1. 会員の種別

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの
- 2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2. 入会

この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。代表理事はこれを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾する。

3. 会費

会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。

4. 退会

会員で退会しようとするものは、別にお定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

以下省略